

国保・高齢者医療だより

国民健康保険

後期高齢者医療保険証 が更新されます

国民健康保険及び75歳以上の人の後期高齢者医療の被保険者証が、8月から新しくなります。(7月中旬に郵送します。)

8月から医療機関等を受診される場合は、氏名・生年月日等を確認のうえ、お間違えのないようにして下さい。

保険証と

高齢受給者証が

一体化されます

今まで70歳から75歳未満の方には、保険証とは別に八ガキ大の高齢受給者証を交付していましたが、今回からは高齢受給者証を兼ねた一体型の保険証を交付

しますので、医療機関等を受診されるときは、一体型の保険証のみを提示することにより1割負担(現役並み所得者は3割負担)で受診できます。

限度額適用

減額認定申請を

忘れずに

国民健康保険や後期高齢者医療では、病院に入院した場合や外来診療等で1つの医療機関等への支払いが高額になる場合、一部負担金や食事が減額される認定証を交付しています。

認定証を持参することで、入院等の際の一部負担金は、平成24年度住民税の課税状況に応じた限度額(一般世帯の場合、80,100円+総医療費のうち267,000円を超えた部分の1%)までとなります。ただ

し、国民健康保険に未納がないことが要件となります。また、食世代の減額は、住民税非課税世帯が対象となります。

すでに利用されている人も、これから利用する予定の人も8月中旬に認定証が更新されますので、新たに申請が必要となります。特に、現在入院中の人がいる世帯は、8月末日までに更新の手続きをお願いします。

お問い合わせ 町民課 国保年金係 72 2 1 1 3

非自発的失業者の

国民健康保険税を

軽減

リストラや倒産などにより失業した方について、届出により国民健康保険税を軽減します。

対象 65歳未満の方で、倒産・解雇などにより離職した方(雇用保険の特定受給資格者)、または雇止めなどにより離職した方(雇用保

険の特定理由離職者)で、失業給付を受ける方

軽減内容

対象者の給与所得を30/100として保険税を算定します。

対象期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

手続方法

雇用保険受給資格者証、世帯主の印鑑を町民課税務係まで持参して下さい。

お問い合わせ 町民課 税務係 72 2 1 1 2

年金だより

国民年金の保険料は14,980円(平成24年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、

「保険料の全額免除または一部免除(一部納付)制度」をご利用下さい。

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、

それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。一部納付する場合の月々の保険料額(平成24年度)は次のとおりです。

- ・ 4分の3免除 3,750円
- ・ 2分の1免除 7,490円
- ・ 4分の1免除 11,240円

一部納付制度は、一部免除された保険料が納付されない場合、未納と同じになるため、受給資格期間に含まれなくなり将来の年金の額にも反映されません。また、障害や死亡などの不測の事態の場合に年金を受け取ることができなくなることもあるので、必ず一部保険料を納付して下さい。申請は、役場町民課国保年金係 72 2 1 1 3まで。

